

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都市知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
京都市伏見区日野西風呂町5番地	医療法人新生十全会 理事長 赤 電

京都市地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	病 院						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間	平成18年4月 ～ 平成20年3月						
基本方針	ESCO事業、エネルギーの天然ガス転換等、補助金、助成金を積極的に使用 ※計画期間内は未実施であったが、省エネ診断の受信<19>、又、下記の取組みを継続して実施						
推進体制	事務局を中心とし、各部署との連携を図り温暖化対策に取組む						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措 置 内 容				
	18～19	電力	共用部分の照明を間引き、休憩時間・不在時の消灯徹底で電力使用量を削減。又、新築棟においては、各種機器（照明器具、冷却水ポンプ、冷却塔）をインバータ化仕様としている。				
	"	ガス	空調機の運転スケジュールを確立、設定温度の見直しをし、周知徹底を図る。共用部の複層ガラスへの遮光フィルムの施工				
	"	ガソリン	アイドリングストップの実施の向上、職員送迎バスの部分的な合理化、低燃費車両の使用				
	"	A重油	蒸気漏れ改修工事の実施				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (16)/年度 (二酸化炭素換算 (t))	目標年度（計画） (19)/年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (計画) (%)	報告年度（実績） (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	削減率 (実績) (%)	
	A 事業所等排出区分	9202.523 / t	8287.099 / t	-9.9 / %	8394.801 t	-8.8 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	t	%	
	排出合計	*1 9202.523 t	*2 8287.099 t	-9.9 %	*4 8394.801 t	-8.8 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）		
		取組量等 (二酸化炭素換算 (t))			取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t		(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t		*5 t		
	差引排出量 (排出合計－削減等合計)	基準年度（実績） *1 9202.523 t	目標年度（計画） (*2)-(*3) 8287.1 t	削減率（計画） -9.9 %	報告年度（実績） (*4)-(*5) 8394.801 t	削減率（実績） -8.8 %	
	特記事項	空調機器の設定温度の見直し、使用しない区画の使用制限等が都市ガスの大きなマイナス要因であり、削減に影響を与えたとされる。又、蒸気漏れ改修工事及び給湯設備の一部をガス仕様に変更した事が、A重油の削減に繋がり二酸化炭素排出削減に影響を与えたとされる。平成20年度は、専門業者に依る空調機器の分解・洗浄作業を実施した為、よりよい効率で空調機の使用が期待できる。					
連絡先	担当部署						
	担当者氏名						
	住 所						
	電 話 番 号						
	ファクシミリ番号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都市内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都市内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都市内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。